

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十二) 令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		
控除対象特別試験研究費の額 (14の計)又は(16の計)	1	円 調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)
控除対象済控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「6の内書」)又は(別表六(十)「6の内書」)	2	当期税額基準額 $((7) + (別表六(十三)「23」)) \times \frac{10}{100}$
差引控除対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3)と(17)のうち少ない金額)	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3) - (4)と(18)のうち少ない金額)	5	法人税額の特別控除額 (9) - (10)
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	

控 除 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細

措法第42条の4の2第1項各号又は旧措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額	(14)のうち国外委託試験研究費の額	控除対象特別試験研究費基準額 $(15) \times \frac{50、60}{100}$ 又は70 + (14) - (15)
12	13	14	15	16
第1号・第2号・第3号		円	円	円
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
計				
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			17	円
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			18	